

秋田県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、秋田都市計画区域及び河辺都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成26年7月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 変更に係る都市計画区域の名称 秋田都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

（1）新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし

（2）都市計画区域から除外される土地の区域 なし

（関係図面は、省略し、秋田県建設部都市計画課及び秋田県秋田地域振興局建設部用地課並びに秋田市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）